

1年生の生徒・保護者のみなさまへ

第3期分学校納付金の納入について(お知らせ)

(平成27年10~12月分)

平成27年度第3期分の学校納付金の納入期限は10月20日(火)です。

☆口座振替登録されている場合(8月末日までに金融機関で手続きされた方)

10月20日(火)にご指定の預金口座から引落されます。

☆金融機関窓口で現金振込される場合

裏面の金融機関窓口にて必ず10月20日(火)までに納入してください。

◆納付いただく額については、納入通知書(窓口納付者用)または納入通知書兼口座振替納入案内書(口座振替者用)でご確認ください。

◆就学支援金受給資格が消滅した方は、第2期分授業料及び学校徴収金を納付してください。

※なお、納期限後に一定期間を過ぎて授業料を納付する場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、授業料の額に「大阪府税外収入延滞金徴収条例(平成22年大阪府条例第60号)」に定める割合を乗じて計算した延滞金が課せられます。

第4期分以降の口座振替の登録について

府立学校納付金の納入は口座振替でお願いいたします。

- 「納入通知書」の下についている「預金口座振替納入依頼書」をミシン目で切り離し、必要事項を記入して金融機関窓口へ、ご提出ください。(裏面に記入例があります。)
- 「預金口座振替納入依頼書」の金融機関窓口への提出時期に応じて、各期から口座振替が開始されます。
11月20日まで⇒第4期分から 2月末まで⇒翌年度第1期分から
- 手続完了後は、口座振替開始をお知らせする書類「納入通知書兼口座振替納入案内書」をお届けします。
- 万一残高不足の場合でも、納入期限日の翌月20日と翌々月20日に再度振替されます。
(ただし、第4期分については、1、2年生の再度振替は翌月20日のみ、3年生の再度振替はありません。)
- 口座の変更・停止以外は再度手続不要です。



問い合わせ先

大阪府立港高等学校事務室

電話 (06) 6583-1401